

か が わ け ん し ゃ か い し ほ ん そ う ご う せ い び け い か く
香川県社会資本総合整備計画

計画名：香川県における住宅・建築物の安全性の向上
(第2期)(防災・安全)
(香川県地域住宅計画)

第 1 回 変 更

か が わ け ん ま る が め し さ か い で し ぜ ん つ う じ し か ん お ん じ し し ひ が し し み と よ し と の し ょ う ち ょ う
香川県、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町
し ょ う ど し ま ち ょ う み き ち ょ う な お し ま ち ょ う う た づ ち ょ う あ や が わ ち ょ う こ と ひ ら ち ょ う た ど つ ち ょ う ち ょ う
小豆島町、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町

平成29年2月

社会資本総合整備計画

計画の名称											香川県における住宅・建築物の安全性の向上（第2期）（防災・安全）											重点計画の該当												
計画の期間											平成28年度 ～ 平成32年度（5年間）					交付対象		香川県、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町																
計画の目標											近い将来に発生が危惧されている南海トラフ地震に備えるため、公営住宅等の既存ストックの改善や既存不適格建築物及び民間住宅の耐震化、狭あい道路の解消等を行い、安全で安心なまちづくり、住まいづくりの実現を図る。																							
計画の成果目標（定量的指標）											①長寿命化型ストック改善の進捗率（長寿命化計画の進捗率）の向上 ②旧耐震基準で建設された住宅を対象とした周知・啓発活動状況の推進 ③特定既存耐震不適格建築物のうち多数の者が利用する建築物の耐震化率の向上																							
定量的指標の定義及び算定式											定量的指標の現況値及び目標値											備考												
①長寿命化計画に記載された「長寿命化型ストック改善」を行う棟の事業進捗率の向上 長寿命化型ストック改善を行った棟数／長寿命化計画に記載された実施予定の棟数 ②耐震性が不足している恐れのある住宅に対するポスティング等の広報活動を実施した割合の増 ポスティング等を実施した戸数／耐震性が不足している恐れのある住宅（約10万戸） ③特定既存耐震不適格建築物のうち多数の者が利用する建築物の耐震化率 耐震性の確保された建築物の棟数／多数の者が利用する建築物の総棟数											当初現況値 (H28当初)		中間目標値 (H29末)		最終目標値 (H32末)		・香川県国土強靱化地域計画に基づき実施される要素事業：A2-1, A2-2																	
											0%		-		100%																			
											0%		-		50%																			
											88%		-		95%																			
全体事業費											合計 (A + B + C + D)		7,172百万円		A		6,052百万円		B		百万円		C		1,120百万円		D		百万円		効果促進事業費の割合		15.6%	
交付対象事業																																		
A 基幹事業																																		
A 1 地域住宅計画に基づく事業																																		
番号		事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	要素となる事業名 (事業箇所)			事業内容 (延長・面積等)			市町村名	事業実施期間（年度）					全体事業費 (百万円)	費用便益比	個別施設計画 策定状況	備考												
A1-1		住宅	一般	高松市	直接	高松市	公営住宅等整備事業			上之町団地の建替等			80戸	高松市						1,222		策定済												
A1-2		住宅	一般	丸亀市	直接	丸亀市	公営住宅等整備事業			原田団地の建替等			42戸	丸亀市						1,070		策定済												
A1-3		住宅	一般	観音寺市	直接	観音寺市	公営住宅等整備事業			見卓団地の建替等			97戸	観音寺市						5		策定済												
A1-4		住宅	一般	県	直接	香川県	公営住宅等ストック総合改善事業			一宮団地ほか4団地の外壁改修、耐震対策等			418戸	香川県						547		策定済												
A1-5		住宅	一般	高松市	直接	高松市	公営住宅等ストック総合改善事業			鹿角団地ほか3団地の外壁改修、EV改修等			111戸	高松市						121		策定済												
A1-6		住宅	一般	丸亀市	直接	丸亀市	公営住宅等ストック総合改善事業			今津団地ほか2団地の耐震対策等			208戸	丸亀市						31		策定済												
A1-7		住宅	一般	観音寺市	直接	観音寺市	公営住宅等ストック総合改善事業			池之尻団地ほか3団地の外壁改修等			104戸	観音寺市						120		策定済												
A1-8		住宅	一般	東かがわ市	直接	東かがわ市	公営住宅等ストック総合改善事業			横内東団地ほか4団地の外壁改修等			80戸	東かがわ市						74		策定済												
A1-9		住宅	一般	小豆島町	直接	小豆島町	公営住宅等ストック総合改善事業			谷尻団地ほか3団地の外壁改修、耐震対策等			56戸	小豆島町						109		策定済												
A1-10		住宅	一般	宇多津町	直接	宇多津町	公営住宅等ストック総合改善事業			新開南団地ほか2団地の外壁改修等			90戸	宇多津町						95		策定済												
A1-11		住宅	一般	坂出市	直接	坂出市	住宅地区改良事業等			坂出市人工土地総合再生事業等			108戸	坂出市						25		策定済												
A1-12		住宅	一般	善通寺市	直接	善通寺市	住宅地区改良事業等			丸山町改良住宅の外壁改修、耐震対策等			49戸	善通寺市						130		策定済												
A1-13		住宅	一般	さぬき市	直接	さぬき市	住宅地区改良事業等			新町団地の耐震対策等			6戸	さぬき市						22		策定済												
A1-14		住宅	一般	東かがわ市	直接	東かがわ市	住宅地区改良事業等			横内南団地ほか2団地の外壁改修等			8戸	東かがわ市						19		策定済												
A1-15		住宅	一般	小豆島町	直接	小豆島町	住宅地区改良事業等			草壁本町団地の外壁改修等			52戸	小豆島町						176		策定済												

A2 地域住宅計画に基づく事業以外の事業

番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市町村名	事業実施期間 (年度)					全体事業費 (百万円)	費用便益比	個別施設計画 策定状況	備考
									H28	H29	H30	H31	H32				
A2-1	住宅	一般	県	直	香川県	住宅・建築物安全ストック形成事	周知広報活動費	香川県						23			
A2-2	住宅	一般	関係市町	間	全市町	住宅・建築物安全ストック形成事	民間住宅の耐震診断に対する支援等	全市町						228		策定済	
A2-3	住宅	一般	県	直	香川県	住宅・建築物安全ストック形成事	公共建築物の耐震化等	香川県						0			
A2-4	住宅	一般	高松市	直/間	高松市	住宅・建築物安全ストック形成事	民間・公共建築物の耐震化等	高松市						1,450		策定済	
A2-5	住宅	一般	丸亀市	直/間	丸亀市	住宅・建築物安全ストック形成事	民間・公共建築物の耐震化等	丸亀市						121		策定済	
A2-6	住宅	一般	坂出市	直/間	坂出市	住宅・建築物安全ストック形成事	民間・公共建築物の耐震化等	坂出市						68		策定済	
A2-7	住宅	一般	善通寺市	直/間	善通寺市	住宅・建築物安全ストック形成事	民間・公共建築物の耐震化等	善通寺市						32		策定済	
A2-8	住宅	一般	観音寺市	直/間	観音寺市	住宅・建築物安全ストック形成事	民間・公共建築物の耐震化等	観音寺市						38		策定済	
A2-9	住宅	一般	さぬき市	直/間	さぬき市	住宅・建築物安全ストック形成事	民間・公共建築物の耐震化等	さぬき市						70		策定済	
A2-10	住宅	一般	小豆島町	直/間	小豆島町	住宅・建築物安全ストック形成事	民間・公共建築物の耐震化等	小豆島町						18		策定済	
A2-11	住宅	一般	琴平町	直/間	琴平町	住宅・建築物安全ストック形成事	民間・公共建築物の耐震化等	琴平町						5		策定済	
A2-12	住宅	一般	高松市	間接	高松市	狭あい道路整備等促進事業	狭あい道路拡幅整備事業	高松市						112			
A2-13	住宅	一般	丸亀市・善通寺市	直	丸亀市・善通寺市	住宅・建築物アスベスト改修事業	アスベスト除去等に関する事業	丸亀市・善通寺市						121			
小計 (地域住宅計画に基づく事業以外の事業)														2,286			
合計														6,052			

B 関連社会資本整備事業（該当なし）

番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市町村名	事業実施期間 (年度)					金体事業費 (百万円)	備考
									H28	H29	H30	H31	H32		
									合計					0	

C 效果促進事業

[illegible]

番号	一体的に実施することにより期待される効果	備考
C-1	基幹事業と一体的に行うことにより、計画的かつ迅速に事業を実施することが可能となる。	
C-2	基幹事業と一体的に民間住宅への耐震改修工事費の一部に支援することにより、個人住宅の耐震化率を向上させ、安全で安心なまちづくりを実行できる。	
C-3	基幹事業と一体的に行うことにより、安全な公共施設の確保を行うことが可能となる。	
C-4	基幹事業と一体的に防犯灯を整備することにより安全な住まいづくり・まちづくりを実現する。	

D 社会資本整備円滑化地籍整備事業

番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市町村名	事業実施期間 (年度)					全体事業費 (百万円)	備考
									H28	H29	H30	H31	H32		
														0	
番号	一体的に実施することにより期待される効果														備考

交付金の執行状況

(単位:百万円)

	H28	H29	H30	H31	H32
配分額 (a)					
計画別流用 増△減額 (b)					
交付額 (c=a+b)					
前年度からの繰越額 (d)					
支払済額 (e)					
翌年度繰越額 (f)					
うち未契約繰越額 (g)					
不用額 (h = c+d-e-f)					
未契約繰越＋不用率 (h = (g+h)/(c+d))					
未契約繰越＋不用率が10%を超えて いる場合その理由					

※ 平成28年度は、決算額が確定でき次第記載。

社会資本整備総合交付金チェックシート (地域住宅計画に基づく事業等タイプ)

計画の名称: 香川県における住宅・建築物の安全性の向上(第2期)(防災・安全)

事業主体名: 香川県及び各市町

チェック欄

I. 目標の妥当性	
★①計画の目標が基本方針と適合している。	○
★②地域の住宅ストックや住環境整備の状況等、現状分析が適切になされている。	○
★③地域の住宅政策上の課題を的確に踏まえた目標となっている。	○
★④関連する各種計画(住生活基本計画等)との整合性が確保されている。	○
⑤緊急性の高い課題に取り組む内容となっている。 (該当するものに○) ア 老朽化した住宅ストックの更新 イ 安全面、衛生面等の居住環境の改善 ウ 子育て世帯、高齢者、障害者等の居住の安定の確保 エ 既存住宅ストックの有効活用 オ まちなか居住の推進 カ 地方定住の推進 キ その他(地域の実情に応じた緊急性の高い課題を記入)	○
⑥数値目標や指標を用いるなど、客観的かつ具体的な目標となっている。	○
II. 計画の効果・効率性	
★①事業内容は、計画の目標を達成する上で適切なものとなっている。	○
★②十分な事業効果が得られることが確認されている。	○
③事業効果は、数値、指標等を用いて客観的に示されている。	○
④事業の実施に当たり、福祉施策等との連携が図られている。	
⑤事業の実施に当たり、民間活力の活用が図られている。	
⑥事業効果をより高めるため、ハード事業とソフト事業を効果的に組み合わせる等の工夫がなされている。	
⑦地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業が盛り込まれている。	
⑧地域再生計画に地域住宅交付金の活用についての記載をしており、内閣総理大臣の評価を受けている。 (評価結果として該当するものに○) ア 80点以上 イ 60～79点 ウ 60点未満	
III. 計画の実現可能性	
★①事業熟度が十分である。	○
★②計画に記載された事業に関連する地方公共団体等の理解が得られている。	○
★③地域住宅計画を公表することとしている。	○
④地域住宅協議会等、関係地方公共団体等の意見調整の場が設けられている。	
⑤計画内容に関し、住民に対する事前説明が行われている。	
⑥計画期間中の計画管理(モニタリング)体制が適切である。	

(★は必須事項)